

別添2
健生発0325第2号
令和6年3月25日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

令和6年度輸入食品監視指導計画の策定について

本日、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第1項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、令和6年度における食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「令和6年度輸入食品監視指導計画」という。）を別添のとおり定め、同条第3項の規定により官庁報告として公表しました。

つきましては、各都道府県等において、国内に流通する輸入食品等に対する監視及び輸入業者に対する指導の際の参考とするとともに、令和6年度輸入食品監視指導計画による監視指導の円滑な実施に御協力いただくようよろしくお願いいたします。